

原子力発第08095号
平成20年7月4日

愛媛県知事
加戸守行殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の
身分確認等に係る国への追加報告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年6月24日付「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について（追加指示）」（平成20・06・24原院第1号）において、経済産業省 原子力安全・保安院長から指示のありました、伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認等について国に報告しましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

伊方発電所の放射線管理区域内で就労する従業者の
身分確認等の追加報告について

平成20年7月4日
四国電力株式会社

1. はじめに

平成 20 年 6 月 5 日付け「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について」(平成 20・06・04 原院第 2 号)の指示(以下、「指示文書」という)に基づき、以下の 2 項目について調査を行い、平成 20 年 6 月 18 日に報告を行った。

- ① 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果
- ② 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

更に、平成 20 年 6 月 24 日付け「放射線管理区域内で就労する従業者の管理の徹底について(追加指示)」(平成 20・06・24 原院第 1 号)の指示(以下、「追加指示文書」という)に基づき、以下の 3 項目について調査及び対応を行った。

- ① 身分を偽って放射線管理区域内で就労している者の有無の確認
- ② 再発防止策
- ③ 確認不能な者についての登録解除等

2. 調査方法

- (1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

伊方発電所の放射線管理区域内において就労する者の身分確認の仕組みについて、関係する諸規定及び運用状況を確認した。

- (2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

a. 調査対象者

平成 20 年 6 月 5 日時点での伊方発電所における全放射線業務従事者 1,547 名
当 社： 404 名 (出向者 135 名含む)
協力会社：1,143 名 (当社への入向者 5 名含む)

このうち当社社員 (出向者含む) については、入社時に卒業証明書、住民票記載事項証明願により既に身分確認が出来ていることから、それ以外の放射線業務従事者について、次項に示す方法により身分確認を実施した。

b. 身分確認方法

指示文書に基づく確認として、当社が調査対象者全員を抽出のうえ協力会社別に仕分けた放射線個人管理システムのリストを配布し、協力会社において、そのリストの記載内容 (放射線管理手帳の記載事項である生年月日等)を、写真付き公的身分証明書等 (*1) の原本あるいはコピーと照合し、調査対象者が放射線管理手帳発行時点で 18 歳以上であること及び本人に相違ないことを確認する。当社は、協力会社から確認結果 (確認者、確認日及び確認書類等) を記入したチェックリストの提出を受け、その内容を確認するとともに、チェックリスト中の対象者を抜き取り (協力会社毎に対象者の約 10%) で写真付き公的資料等のコピーとの照合を行う。

添付資料－1 放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー (指示文書に基づく調査) 参照

追加指示文書に基づく確認では、より厳格な身分確認を行う観点から、当社が配布した放射線個人管理システムのリストの記載内容 (放射線管理手帳の記載事項である生年月日等)を、協力会社において写真付き公的身分証明書等 (注 1) の原本に限定して照合し、調査対象者が放射線管理手帳発行時点で 18 歳以上であること及び

本人に相違ないことを確認する。当社は、協力会社から確認結果（確認者、確認日及び確認書類等）を記入したチェックリストの提出を受け、その内容を確認するとともに、協力会社から照合に使用した写真付き公的身分証明書等の原本の全数についてコピーの提出を受け、対象者全員についてその内容を確認する。

さらにより万全を期すため、当社が協力会社を訪問して対象者の半数以上を目標に当社自らが写真付き公的身分証明書等の原本による身分確認を実施する。

添付資料－2 放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー（追加指示文書に基づく調査） 参照

注1：写真付き公的身分証明書等とは、自動車運転免許証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カードとする。ただし、いずれも保有していない者については、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書等の公的書類であって、氏名、生年月日の記載のあるもの二種類以上とする。

3. 調査結果

(1) 放射線管理区域の内において就労する者の身分確認の仕組み及びその確認結果

放射線管理手帳を発行する際には、事業者が公的資料（運転免許証、住民票記載事項証明書、パスポート、地方自治体等が発行する書面等個人識別を確認できるもの）で本人確認を行うとともに、生年月日から18歳以上であることを確認した上で、手帳発効機関に放射線管理手帳の申請を行っている。

手帳発効機関は、放射線従事者中央登録センターへ登録後、手帳を発行するが、放射線従事者中央登録センターでは、生年月日から18歳以上でなければ登録できないシステムとなっている。

伊方発電所では、「伊方発電所放射線管理総括内規 細則－2 放射線管理細則」及び「放射線管理仕様書」において、年齢が18歳以上であること、被ばく歴等の必要事項を確認したうえで、放射線業務従事者の指定を行うことを定めており、放射線管理手帳と放射線業務従事者指定申請書でそれらの内容を確認している。また、放射線業務従事者の指定を行う際は、放射線業務従事者を管理している「放射線個人管理システム」に登録するが、本システムは、18歳以上でなければ登録できない仕組みになっている。

放射線業務従事者指定の際の運用状況については、「伊方発電所放射線管理総括内規 細則－2 放射線管理細則」及び「放射線管理仕様書」に基づいて運用されていることを業務実施担当者の聞き取りにより確認し、上記のとおり実施されていることを確認した。しかしながら、放射線管理手帳に記載されている内容が、本人であり、18歳以上であることが確認できるものとして捉えていることから、放射線管理手帳に記載されている個人識別情報が詐称されている場合、それが詐称されているかどうか判断できない仕組みになっている。

添付資料－3 現状の身分確認の仕組み 参照

(2) 今回発生した事案と同様の事案の発生の有無

指示文書に基づき、平成20年6月5日時点での伊方発電所における全放射線業務従事者1,143名（当社社員404名を除く）について上記の方法により身分確認を行った結果、18歳未満の者や身分を偽って放射線管理区域内で就労していた事案はないことを確認した。

協力会社による原本またはコピーによる確認：1,143 人
当社による協力会社の抜き取り確認：129 人（約 11%）

追加指示文書に基づき、平成 20 年 6 月 5 日時点での伊方発電所における全放射線業務従事者 1,143 名（当社社員 404 名を除く）について、上記の方法により身分確認を行った結果、18 歳未満の者や身分を偽って放射線管理区域内で就労していた事案はないことを確認した。なお、うち 1 名については協力会社での原本確認はできているが、本人死亡のため当社による写真付き公的身分証明書原本のコピーの確認ができていなかったが、死亡時に警察による検死が行われていることから本人確認はできているものとみなした。

協力会社による原本確認：1,143 人
当社による原本コピー確認：1,142 人
当社による原本の追加確認：672 人（約 59%）

（3）確認不能な者についての登録解除等

伊方発電所では、調査対象者全員について確認を終了したため、6 月 5 日現在の放射線業務従事者について、登録解除等の措置は必要ないことを確認した。

4. 再発防止策

伊方発電所の放射線管理区域内において就労する者の身分確認の仕組みを確認した結果、当社において放射線業務従事者の指定を行う際、放射線管理手帳に記載されている個人識別情報が詐称されている場合、それが詐称されているかどうか判断できない身分確認の仕組みになっていることが判明した。

このため、当社は放射線管理を適正に行う観点から、放射線業務従事者の指定の際の身分確認に当たっては、写真付き公的身分証明書等（注 1）の原本を当社自らが確認し、放射線管理手帳に記載されている身分確認の内容に相違がないことを確認することとし、「伊方発電所原子炉施設保安規定」に基づく「伊方発電所放射線管理総括内規 細則－2 放射線管理細則」に定めている「放射線管理仕様書」に反映する。（7 月中）

注 1：写真付き公的身分証明書等とは、自動車運転免許証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カードとする。ただし、いずれも保有していない者については、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書等の公的書類であって、氏名、生年月日の記載のあるもの二種類以上とする。

添付資料－4 今後の身分確認の仕組み 参照

なお、放射線業務従事者指定を行う際の身分確認について、平成 20 年 6 月 18 日から写真付き公的身分証明書等の原本を当社自らが確認する運用を行っている。

平成 20 年 6 月 6 日から平成 20 年 6 月 17 日の期間において、新たに放射線業務従事者として指定し現在も伊方発電所で放射線業務従事者として指定されている者（12 名）について、今回の追加調査と同様の方法による身分確認を実施し、今回の事案と同様な事案がないことを確認した。

また、放射線管理手帳制度における一連の手続きにおいて、身分確認をより厳格化するなど放射線管理手帳の不正な取得を防止するための方策について関係機関と検討していく。

なお、平成 20 年 6 月 16 日付けで、放射線従事者中央登録センターから手帳発効機関に対して、「放射線管理手帳発行時における個人識別項目の確認の徹底について(お願い)」(注 2)の文書が発出されている。

注 2：手帳取得申請の際に雇用主が確認した公的資料については、申請の受け側である手帳発効機関においても原則として原本を直接確認し不正等のないことを再確認することのお願い

以 上

添 付 資 料

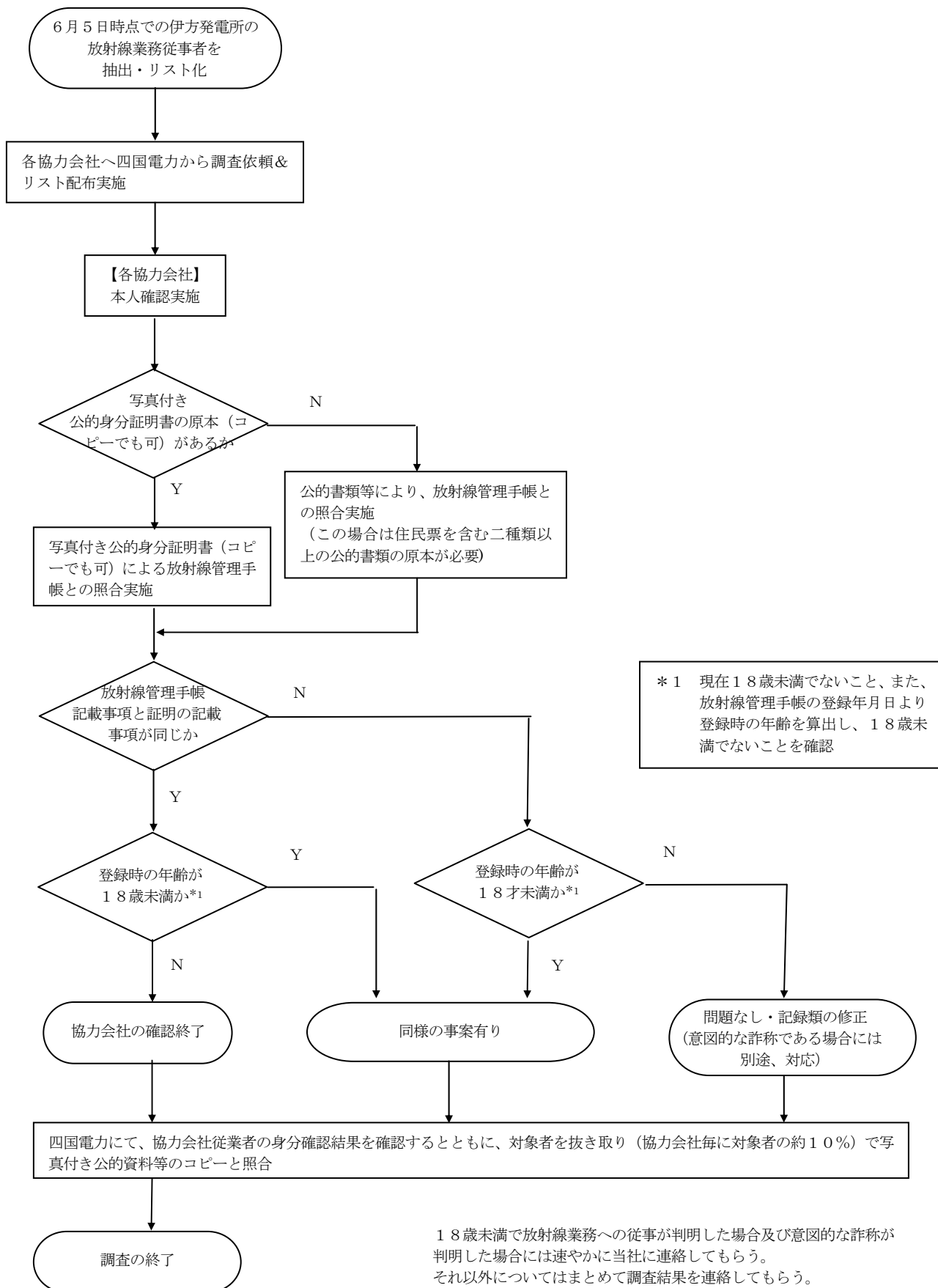
添付資料－ 1 放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー（指示文書に基づく調査）

添付資料－ 2 放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー（追加指示文書に基づく調査）

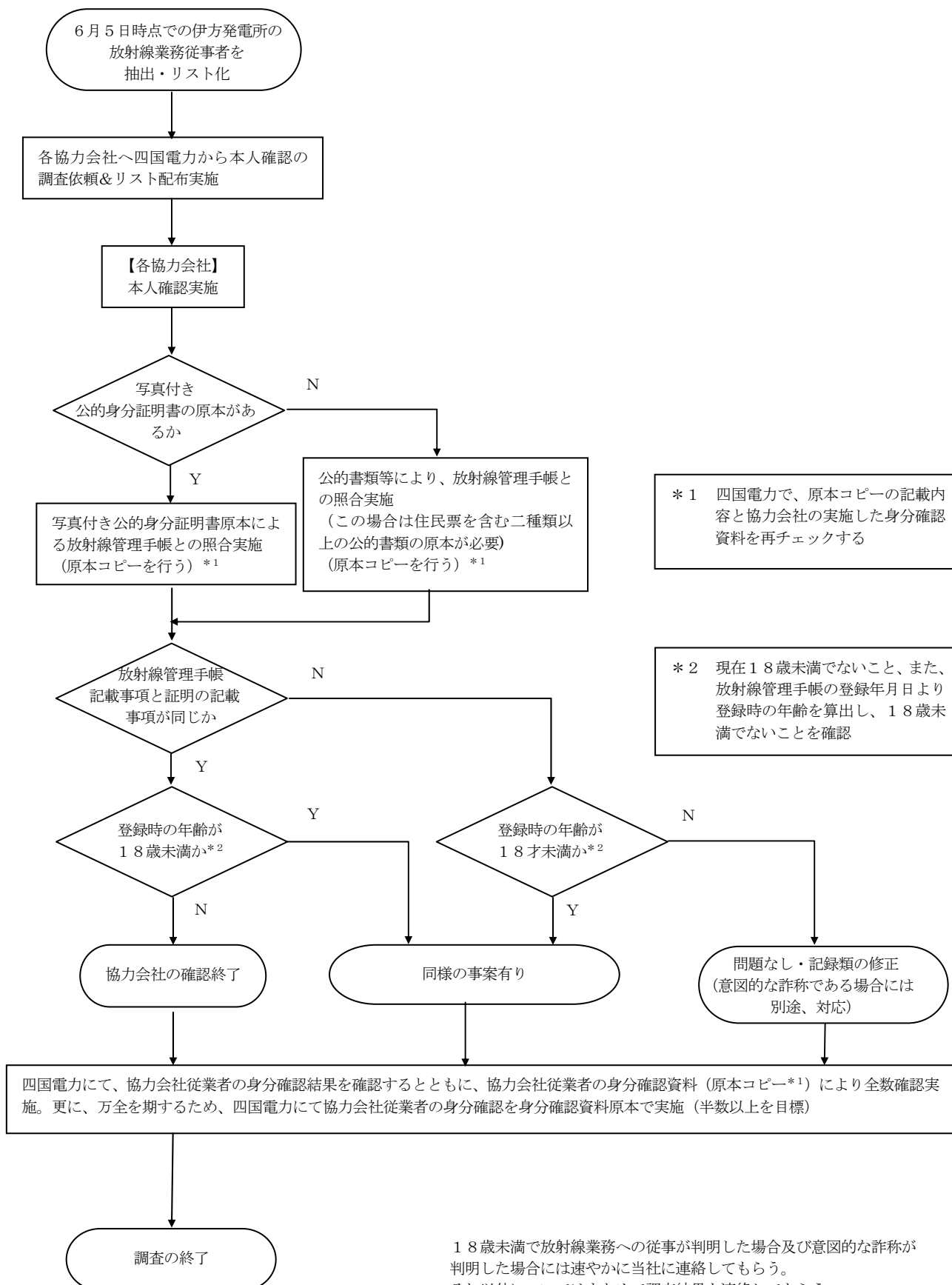
添付資料－ 3 現状の身分確認の仕組み

添付資料－ 4 今後の身分確認の仕組み

放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー（指示文書に基づく調査）

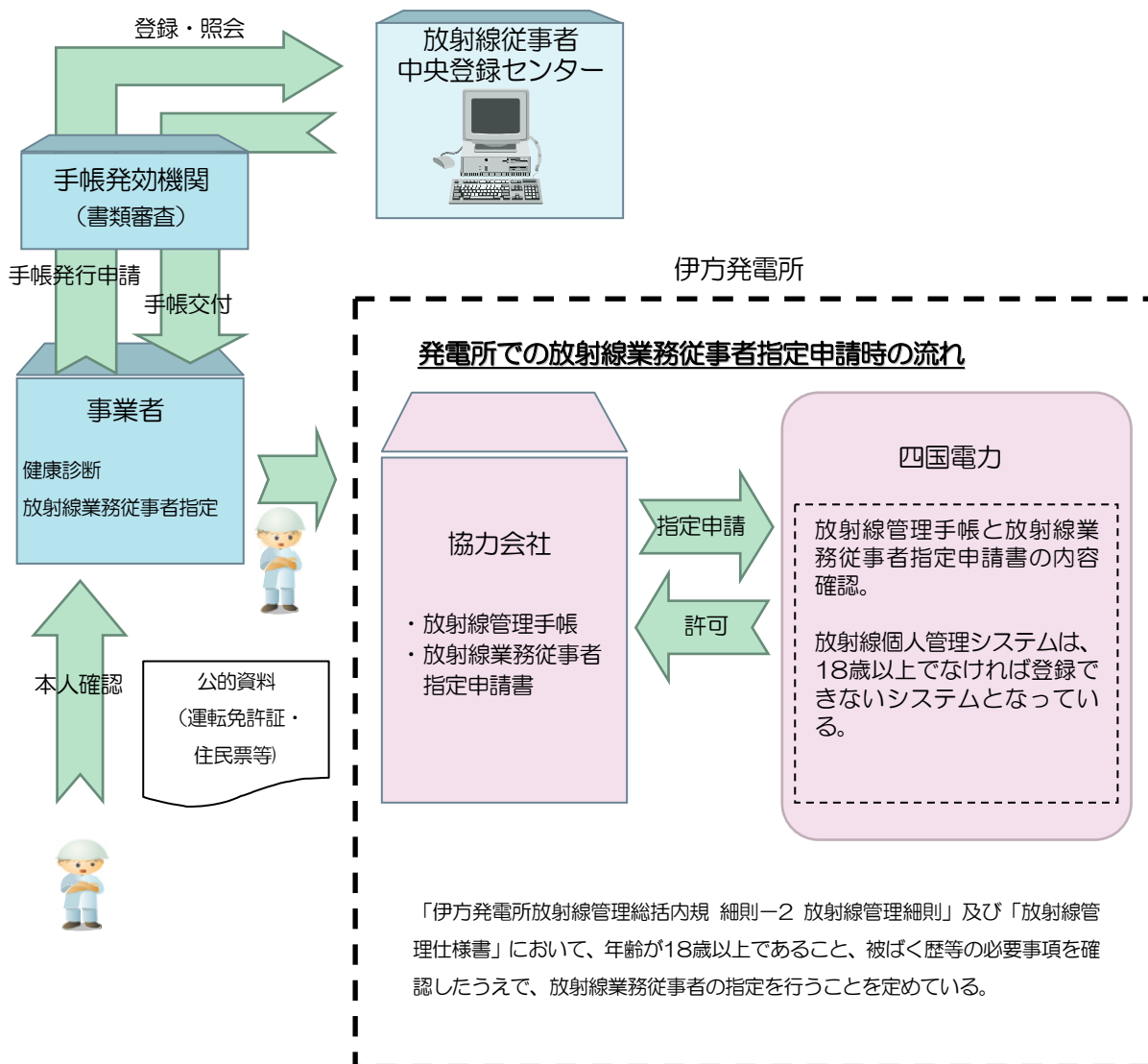


放射線管理区域内で就労する従業者の身分確認フロー（追加指示文書に基づく調査）



現状の身分確認の仕組み

放射線管理手帳発行の流れ



今後の身分確認の仕組み

放射線管理手帳発行の流れ

